

企業出前講座『おおむた知恵袋』実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身近にある企業の専門的な技術や知識を提供する企業出前講座『おおむた知恵袋』（以下「企業出前講座」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、市民が、身近にある企業の専門的な技術や知識を学ぶとともに、企業に対する理解を深め、市民と企業が相互につながりを持ち、学びを通じたまちづくりの一環とすることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、企業とは会社企業、組合企業などの法人企業及び商店、農家などの個人企業をいう。

(事業の主体)

第2条 この事業の主体は、おおむた生涯学習まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(対象)

第3条 企業出前講座の受講を申込みことができる者は、大牟田市内に居住、勤務又は通学するおおむね 10 人以上の団体・グループ等（以下「団体等」という。）とする。ただし、企業が指定する場合はその者を対象とする。

(内容)

第4条 企業出前講座の内容は、別に定める。

(実施期間等)

第5条 企業出前講座の実施期間は、企業が指定する期間とする。

2 企業出前講座の実施時間は、企業が指定する時間とする。

3 企業出前講座の所要時間は、企業が指定し、企業が決定する。

4 企業出前講座の実施場所は、大牟田市内とし、会場は受講する団体等が用意し、利用においても団体等の責任において行う。

5 企業出前講座が工場見学等を伴う場合は、企業が指定する場所とする。

(企業の登録決定及び公開)

第6条 協議会は、まなびのカタログ、広報おおむた、市ホームページ、商工会議所会報等で企業出前講座を実施する企業を募集する。

- 2 企業出前講座の趣旨に賛同した企業は、企業出前講座『おおむた知恵袋』登録申請書（様式第1号）により、協議会へ登録申請をしなければならない。
- 3 提出された申請は、次の各号の基準により協議会で登録決定する。ただし、協議会が認める場合はこの基準の限りではない。
 - （1）企業の所在地（営業所等も含む。）は有明圏域定住自立圏内の企業もしくは大牟田市と連携協定を結んでいる企業であること。
 - （2）企業出前講座の趣旨を理解し賛同していること。
 - （3）市民に提供する学びとして適切なこと。
- 4 協議会は、登録決定した企業出前講座のテーマ及び内容等をまなびのカタログ、広報おおむた、市ホームページ等に掲載することにより、市民等にその周知を図る。

（登録決定の通知）

第7条 協議会は、前条に規定する登録の申請を受け、その内容を審査し、登録の決定又は不決定をしたときは、企業出前講座『おおむた知恵袋』登録決定・不決定通知書（様式第1号の2）により、当該申請をした企業に通知する。

（登録有効期限）

第8条 企業出前講座の登録の有効期限は、登録の日から登録の日が属する年度の翌年度の末日までとする。

（登録の更新）

第9条 協議会は、企業出前講座の登録企業（以下「登録企業」という。）が引き続き登録を希望するときは、当該企業に係る登録を更新することができる。

（登録の変更）

第10条 登録企業は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに協議会に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第11条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録企業の登録を取り消すことができる。

- （1）登録企業から申し出があったとき。
- （2）登録企業が企業出前講座を利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。
- （3）登録申請の内容に偽りがあったとき。
- （4）その他登録企業として不適切と協議会が認めるとき。

（申込み等）

第 12 条 企業出前講座を受講しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、当該団体等が企業出前講座の実施を希望する日に対して、企業が指定する日までに、企業出前講座『おおむた知恵袋』申込書（様式第 2 号）又は企業が指定する申込書を企業に提出しなければならない。

（実施の決定）

第 13 条 企業は、前条の申込みがあったときは、実施の可否を決定し、企業による方法で申込者に通知する。

2 企業は、前項の実施の決定をする場合において必要と認めたときは、条件を付することができる。

（実施の制限）

第 14 条 企業は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、企業出前講座の実施をしない。

（1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。

（2）政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

（3）企業出前講座の趣旨に反し、その受講が適当でないとき。

（4）前 3 号に掲げるもののほか、企業が企業出前講座の実施が適当でないと認めたとき。

2 企業は、講座の中で営業等の行為は行わない。講座終了後における営業行為については、受講する団体等の承諾を得た上で行うこと。

（変更等の届出）

第 15 条 第 13 条の規定により企業出前講座の実施の決定を受けた団体等は、開催日時、場所その他申請事項に変更があったとき、又は企業出前講座の受講を取り消そうとするときは、直ちに企業へ届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（報告書の提出）

第 16 条 企業出前講座を実施した企業は、講座終了後 1 ヶ月以内に企業出前講座『おおむた知恵袋』報告書（様式第 3 号）を協議会に提出しなければならない。

（経費）

第 17 条 企業出前講座の講師料は、無料とする。ただし、会場の使用料、有償の資料、材料等の経費が必要な場合は、受講する団体等が負担するものとする。

（秘密の保持）

第 17 条の 2 企業は、講座の実施に当たり知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。登録企業でなくなった場合においても同様とする。

2 受講する団体等は、企業出前講座の利用に当たり知り得た個人情報を他に漏らしてはなら

ない。講座が終了した後においても同様とする。

(庶務)

第18条 企業出前講座の庶務は、協議会事務局において処理する。

(実施結果の集約)

第19条 協議会は、企業から提出された企業出前講座『おおむた知恵袋』報告書を取りまとめ、検証を行い、必要に応じて改善を行う。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

企業出前講座『おおむた知恵袋』登録申請書

ふりがな		ふりがな	
企業名		代表者名	
住所	〒		電話番号／
			FAX／
担当者及び 担当窓口	ふりがな		所属
	氏名		
	連絡先	電話番号／	
		FAX／	
メール／			
企業として希望 する活動区分	<input type="checkbox"/> A. 【出前講座】 指定の会場へ出向き講義・講習等を行う。		
	<input type="checkbox"/> B. 【工場見学】 現地にて見学、体験、講習等を行う。		
	<input type="checkbox"/> C. 【その他】 ()		
メニュー名			
紹介文	30字以内（広報、ホームページ掲載用）		
講座の内容	【概要】（受講者に伝えたいこと、PRしたいことなども記入ください）		
	所要時間（ 分）		

希 望 す る 対 象 者	<input type="checkbox"/> 幼児・児童 <input type="checkbox"/> 学校教育援助 <input type="checkbox"/> 青少年 <input type="checkbox"/> 成人一般 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 団体行政支援 <input type="checkbox"/> 限定なし <input type="checkbox"/> その他（ ）
受け入れ人数	人 ～ 人
実施期間	対応可能な日や対応できない日を記入ください。
実施時間	
活動可能地域	<input type="checkbox"/> 市内どこでも可 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ）
実 費 等	<input type="checkbox"/> 交通費（ ）円 <input type="checkbox"/> 材料代（ ）円 <input type="checkbox"/> その他（ ） (※ 必要であればチェックをつけてください。)
その他の条件	
特 記 事 項	(非公開を希望する項目など)

※ 本申請書に記載された内容は、非公開を希望する項目を除き、登録企業名簿に掲載し公開することに同意します。

企業出前講座『おおむた知恵袋』実施要綱の趣旨に賛同し、上記のとおり登録することを申請します。

年 月 日

企業名

代表者

印

(あて先) おおむた生涯学習まちづくり推進協議会

事務局記載欄	年 月 日受付	担当者	
--------	---------	-----	--

年 月 日

企業出前講座『おおむた知恵袋』登録決定・不決定通知書

企業名 _____

住 所 _____

おおむた生涯学習まちづくり推進協議会

年 月 日付で申請がありました企業出前講座『おおむた知恵袋』登録申請について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

登録の有無	1 _____年 月 日に登録しました。 ※裏面の登録の条件をご参照ください。 2 登録できません。
登録しない理由	1 企業出前講座『おおむた知恵袋』を利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行うおそれがあるため。 2 企業出前講座『おおむた知恵袋』登録申請書の内容に偽りがあるため。 3 その他 (_____)

【問い合わせ】

おおむた生涯学習まちづくり推進協議会事務局（生涯学習課内）

〒836-0872 大牟田市黄金町1丁目34番地

電 話 41-2864

FAX 41-2210

登録の条件

- 1 大牟田市生涯学習まちづくり推進基本構想の趣旨及び企業出前講座『おおむた知恵袋』実施要綱の目的をよく理解し、積極的に講座の実施に努めてください。
- 2 講座の実施に当たっては、申込団体等と十分な打合せを行い、円滑に実施できるよう努めてください。
- 3 登録の有効期限は、登録の日から登録の日が属する年度の翌年度の末日までです。
引き続き登録を希望するときは、更新することができます。更新に当たっては、登録の日が属する年度の翌年度の末日までに更新の意思を確認します。
なお、登録事項に変更が生じたときは、速やかに協議会事務局までご連絡ください。
- 4 講座を実施したときは、講座終了後、1ヶ月以内に企業出前講座『おおむた知恵袋』報告書（様式第3号）を協議会に提出しなければなりません。
- 5 企業出前講座の講師料は、無料としています。ただし、会場の使用料、有償の資料、材料等の経費が必要な場合は、受講する団体等の負担とすることができます。
- 6 次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがあります。
 - (1) 企業出前講座『おおむた知恵袋』を利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。
 - (2) 登録申請内容に偽りがあったとき。
 - (3) その他登録企業として不適切と協議会が認めたとき。
- 7 講座の実施に伴い知り得た個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう慎重に取り扱ってください。登録をしなくなった（期間満了又は取消し）後においても同様です。

※申請時に記入していただいた内容は、企業出前講座『おおむた知恵袋』の問合せ・相談を受けた際に活用させていただきます。

※この申込書は企業に直接提出してください。

(様式第2号)

年 月 日

企業出前講座『おおむた知恵袋』申込書

企業名 _____ 様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

代表者住所 〒 _____

担当者氏名 _____

電 話 番 号 _____

このことについて、次のとおり申し込みます。

希望する講座名	
特に詳しく聞きたいことがありますか？	(何かある場合は書いてください)
と き	第1希望 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	第2希望 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
と ころ	施 設 名 _____
	所 在 地 _____
受講予定者数 (人)	(_____ 人) →どのような方が対象ですか。(例)小学校低学年とその保護者など [_____]

※申込書は、開催希望日の1ヶ月前までに、直接企業へ提出してください。

ただし、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※会場の手配等は依頼者が行ってください。

※講座によって、実施可能人数が異なりますのでご注意ください。

※企業・講師への謝礼金は不要ですが、材料費や資料代が必要な場合があります。

※政治・宗教・営利目的の活動には派遣できません。

おおむた生涯学習まちづくり推進協議会事務局 (生涯学習課内)

※コピーしてご使用ください。

(様式第3号)

年 月 日

企業出前講座『おおむた知恵袋』報告書

おおむた生涯学習まちづくり推進協議会 行

(提出者) 企業名 _____

報告者の氏名 _____

このことについて、次のとおり報告します。

講座名			
と き	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
ところ(施設名)			
受講団体名			
受講者数	男 (人)	女 (人)	計 (人)
ご意見、ご感想を自由に記入してください。			